

二本松市中心市街地活性化協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、二本松市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、二本松市が策定する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項と、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

(公告の方法)

第3条 協議会の活動について、広く二本松市民の意見を反映させるために、協議会のホームページ並びに二本松商工会議所の会報に掲示することによりこれを行う。ただし、必要があると認めるときは、新聞掲載等によりこれを行うものとする。

(活動)

第4条 協議会は、第2条の目的達成のため、次の活動を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること

- ア 二本松市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画の実施・変更に関し必要な事項について意見提出
- イ 二本松市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ウ 二本松市中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換
- エ 二本松市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- カ 協議会の会員及び地域向けの情報発信（協議会のホームページ並びに二本松商工会議所の会報に掲示する）
- キ その他協議会の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(2) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること。

- ア 市街地整備改善事業に関すること。
- イ 都市福利施設整備事業に関すること。
- ウ 街なか居住促進事業に関すること。
- エ 商業活性化事業に関すること。
- オ アからエまでに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関すること。

(3) その他中心市街地の活性化に関すること。

- ア 各種組織、団体との交流
- イ 関係情報の収集
- ウ その他、目的達成のための必要な活動

第2章 会員

(会員)

第5条 協議会会員は、中心市街地の活性化に関する法律（法第15条第1項、第4項、第7項、第8項）の規定に該当するもので構成する。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書により会長に申込み、運営委員会の承認を得なければならない。

(退会)

第7条 会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡、または解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除名)

第8条 会員が次に該当するときは、総会において会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(役員)

第9条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会長…1名
- (2) 副会長…若干名
- (3) 監事…2名

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において会員から選任する。

(任期)

第11条 役員は任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(職務)

第12条 会長は、協議会を代表して会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは職務を代行する。

3 監事は、協議会の業務及び経理の監査の結果を総会に報告する。

第4章 タウンマネージャー

(タウンマネージャー)

第13条 協議会は、第2条に掲げる目的達成のために、タウンマネージャーを置くものとする。

2 タウンマネージャーは、会長が選任し、各種活動実施にあたり計画・調整・助言等を行う。

第5章 会議

(会議)

第14条 協議会は、以下の会議を開催する。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (2) タウンマネージメント会議

第6章 総会

(総会)

第15条 総会は、毎年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員・運営委員の選任、その他必要と認める事項を審議する。

- 2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 総会は、会員をもって構成する。
- 4 総会は、会員の半数以上が出席しなければこれを開くことが出来ない。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会の議事については、議事録を作らなければならない。

第7章 運営委員会

(運営委員会)

第16条 運営委員は、会長が指名し、総会にて選任する。

- 2 運営委員会は、適宜開催し、タウンマネージメント会議を統括し、第4条の活動について協議・決定する。
- 3 運営委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 運営委員会は、委員の半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 5 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 運営委員会は、必要に応じ事業関係者をオブザーバーとして招集することができる。
- 7 運営委員会の議事については、議事録を作らなければならない。

第8章 タウンマネージメント会議

(タウンマネージメント会議)

第17条 タウンマネージメント会議は、タウンマネージャー、会員及び事業主体関係者

により構成し、必要に応じ次のことを協議する。

- (1) 各種プロジェクトの企画・調整
- (2) ホームページ等で事務局に寄せられた意見集約・検討等
- (3) その他プロジェクトで協議した事項

2 タウンマネージメント会議は、タウンマネージャーが招集し、タウンマネージャーが議長となる。

3 タウンマネージメント会議の議事については、議事録を作らなければならない。

第9章 事務局

(事務局)

第18条 協議会の事務局は、二本松商工会議所内に置く。

第10章 会計

(会計)

第19条 協議会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入)

第20条 協議会の運営は、補助金、負担金、運営協力金及び事業収入、その他の収入をもってあてる。

(運営協力金)

第21条 運営協力金とは、協議会の趣旨に賛同する事業者が、協議会運営にかかる費用について拠出する協力金のことをいう。

第11章 解散

(解散)

第22条 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄付することができるものとする。

附則

1. 本規約は、平成19年8月22日より実施する。
2. 協議会設立時の役員の任期は、平成21年3月31日までとする。
3. この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長の承認を得て別に定める。